

滋賀県医師養成奨学金貸与要綱

平成21年3月30日 制定

一部改正 平成22年4月1日 平成23年4月1日

平成24年4月1日 平成26年4月1日

平成27年4月1日 平成30年4月1日

平成31年4月1日 令和2年4月1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県内における医師の確保および充実を図るため、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科（以下「大学」という。）に入学した学生に対して、毎年度予算の範囲内において、医師養成奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 奨学金の貸与を受けることのできる者は、地域医療に強い意欲を持ち、大学卒業後、県内の病院で勤務する意思を有する者として、一般の入学者とは別の選抜枠により大学に選抜され入学した者とする。

(貸与の額等)

第3条 奨学金の貸与の額は、年額180万円とする。

2 奨学金は、大学を卒業するまでの6年間、毎年度、年額を一括で貸与する。

3 奨学金の貸与を受けている者が休学、留学、復学または留年した場合であっても、同一人に貸与する奨学金の総額は1,080万円を限度とする。

4 奨学金の貸与を受けている者が休学、留学、復学または留年した場合の奨学金の貸与の取扱いについては、別に定める。

(貸与契約の解除)

第4条 知事は、奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与契約を解除するものとする。

(1) 大学を退学したとき。

(2) 大学から停学の処分を受けたとき。

(3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(4) 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき。

(5) 死亡したとき。

(6) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還の免除)

第5条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、貸与した奨学金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 奨学金の貸与を受けた者が、大学卒業後、引き続き9年間（以下「義務年限」という。）、

県内の病院（一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が定める総合診療の専門研修（個別診療科に係る専門性に関する研修をいう。以下同じ。）を受ける場合にあつては機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設または連携施設とされた県内の診療所を含む。第2項および次条第1項において同じ。）で診療業務（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）および専門研修の受講を含む。以下この条において同じ。）に従事し、かつ滋賀県医師キャリアサポートセンター（滋賀県地域医療支援センター）が別に定めるキャリア形成プログラムに参加したとき。ただし、義務年限のうち6年目以降、次のアからコまでのいずれかに該当する県内の病院または機構が定める総合診療の専門研修を受ける場合にあつては機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設もしくは連携施設とされた県内の医療機関のうち、知事が指定する医療機関（以下「指定病院等」という。）において診療業務に従事した場合に限る。

ア 医師法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関

イ 独立行政法人国立病院機構が開設する病院

ウ 国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院

エ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号に規定する基幹型臨床研修病院

オ 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターまたは周産期協力病院

カ 小児救急医療支援事業参加病院

キ 精神科救急医療輪番病院

ク 二次救急医療病院群輪番制参画病院

ケ 災害拠点病院

コ 医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された病院

(2) 義務年限内に、診療業務上の理由により死亡し、または診療業務に起因する心身の故障のため診療業務に従事することができなくなったとき。

2 前項の義務年限には、次に掲げる期間は、算入しない。

(1) 大学卒業後、医師国家試験に合格するまでの期間

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院（医学を履修する課程に限る。）に在籍している期間（県内の病院で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合を除く。）

(3) 国内または海外の病院（県内の病院（義務年限のうち6年目以降にあつては、指定病院等。第5号において同じ。）を除く。）または研究所等で医療に関する研修（臨床研修を除く。）を受けている期間

(4) 医療に関する研究等のために海外へ留学している期間

(5) 県内の病院以外の医療機関で診療業務に従事している期間（臨床研修を除く。）

(6) 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得している期間

(7) 疾病、負傷その他の事由により診療業務に従事していない期間

3 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、診療業務上の理由による死亡その他やむを得ない理由に

より、奨学金を返還することが困難となったと認めるときは、県議会の議決を経て、対象債務の全部または一部を免除することができる。

4 義務年限の計算においては月数によるものとし、その計算に必要な事項は、細則で定める。

(返 還)

第6条 奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の翌月から起算して6月以内に、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から起算して当該各号に掲げる事由が生じた日までの期間（前条第2項の規定により義務年限に算入しない期間を除く。）の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えた額の総額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を一括して知事に返還しなければならない。

(1) 第4条の規定により、奨学金の貸与契約が解除されたとき。

(2) 大学卒業後2年以内に医師国家試験を受験しなかったとき。

(3) 大学卒業後2年以内に医師国家試験に合格しなかったとき。

(4) 医師免許取得後、直ちに県内の病院で臨床研修を受けなかったとき、または臨床研修を修了しなかったとき。

(5) 臨床研修修了後、県内の病院において、診療業務（専門研修の受講を含む。以下この号および次号において同じ。）に従事しなかったとき、または診療業務に従事しなくなったとき。

(6) 義務年限の6年目以降、指定病院等において診療業務に従事しなかったとき、または従事しなくなったとき。

(7) 前条第1項の規定による免除を受ける前に診療業務（臨床研修および専門研修の受講を含む。）外の理由により死亡したとき。

(8) 前条第2項第3号から第7号までに掲げる期間を通算した期間が4年を超えたとき。ただし、義務年限中に同項第2号に掲げる期間がある場合は、4年を上限として当該期間を同項第3号から第6号までに掲げる期間を通算した期間に加算することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる期間（前項第2号、第3号または第8号に該当した場合を除く。）については、貸与した奨学金を返還すべき義務は、生じないものとする。

3 第1項の場合において、奨学金の貸与を受けた者が次条の規定により奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けたときは、奨学金の返還の期間は、同項の規定による返還の期間と当該猶予された期間とを合算した期間とする。

(返還の猶予)

第7条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、奨学金の債務の履行を猶予することができる。

(1) 前条の規定により奨学金の返還の義務が生じた後、引き続き当該大学において医学を履修する課程に在籍しているとき。

(2) 前条の規定により奨学金の返還の義務が生じた後、引き続き学校教育法第97条に規定する大学院において医学を履修する課程に在籍しているとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(延滞利息)

第8条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(委 任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度以後の年度が奨学金の貸与の初年度となるものに適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に奨学金の貸与を受けている者（既に債務の返還につき合意した者を除く。）が、別に定めるところにより改正要綱の適用を受けるときにつき書面による同意をした場合は、当該者に係る奨学金について改正要綱の規定を適用するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に資金の貸与を受けている者のうち、平成26年4月1日に改正され、および施行された滋賀県医師養成奨学金貸与要綱の規定の適用を受けている者に係る奨学金については、改正要綱の規定を適用するものとする。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱の規定（第 5 条の改正規定（「従事した」を「従事し、かつ滋賀県医師キャリアサポートセンター（滋賀県地域医療支援センター）が別に定めるキャリア形成プログラムに参加した」に改める部分に限る。）に限る。）は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に資金の貸与を受けている者に係る義務年限の取扱いについては、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱第 5 条第 2 項第 2 号、同項第 5 号および同項第 7 号ならびに第 4 項ならびに第 6 条第 1 項第 8 号の規定を適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。